

令和3年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和4年10月

三重県監査委員

監査第36号
令和4年10月7日

三重県知事 一見勝之様

三重県監査委員 伊藤 隆

三重県監査委員 東 豊

三重県監査委員 廣 耕太郎

三重県監査委員 内田 典夫

令和3年度決算に係る健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年7月29日付け総務第07-59号で審査に付された令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次のとおり令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査を実施した。

1 審査の対象

令和3年度一般会計等及び公営事業会計の決算等に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の着眼点及び実施内容

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の証拠書類等と照合し、確認を行った。

なお、審査にあたっては、関係部局において積算根拠等の妥当性、客観性について確認したほか、公社・第三セクター等の調査を実施し、審査の参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率については、実質赤字額は生じておらず、算定された比率も早期健全化基準を下回っている。資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていない。

【健全化判断比率】

比率名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考) 早期健全化基準
実質赤字比率	—%	—%	—%	3.75%
連結実質赤字比率	—%	—%	—%	8.75%
実質公債費比率	13.4%	12.7%	12.0%	25%
将来負担比率	184.7%	187.6%	168.3%	400%

(注) 1 実質赤字比率は、収支が黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、収支が黒字であることから算定されない。

【資金不足比率】

会計名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考) 経営健全化基準
地方卸売市場事業特別会計	—%	—%	—%	20%
港湾整備事業特別会計	—%	—%	—%	

(注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

2 個別意見

令和元年度から3年度の3か年平均により算定する実質公債費比率は12.0%であり、早期健全化基準である25%を下回っており、前年度算定値である12.7%と比較すると0.7ポイント改善している。

令和3年度の将来負担比率は168.3%であり、早期健全化基準である400%を下回っており、前年度算定値である187.6%と比較すると19.3ポイント改善している。

今後も公債費が高い水準で推移することが見込まれることから、県債残高及び公債費の適切な管理に努められたい。

【地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲】

		三重県の会計						
		一般会計						
一般会計等 (普通会計)	特別会計							
		県債管理特別会計			実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	
		三重県立総合医療センター資金貸付特別会計					將 来 負 担 比 率	
		母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		子ども心身発達医療センター事業特別会計						
		就農施設等資金貸付事業等特別会計						
		林業改善資金貸付事業特別会計						
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計						
		中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計						
		国民健康保険事業特別会計						
公営事業会計	(地方公営企業法非適用) 公営企業会計	地方卸売市場事業特別会計						
		港湾整備事業特別会計						
		企業会計	水道事業会計					
			工業用水道事業会計					
			電気事業会計					
一部事務組合	四日市港管理組合		病院事業会計					
			流域下水道事業会計					
地方公社・ 第三セクター等		三重県土地開発公社						
		三重県立総合医療センター						
		三重県立看護大学						
		三重県農林水産支援センター(損失補償)						
		三重県信用保証協会(損失補償)						
		三重県産業支援センター(損失補償)						
		東海労働金庫(損失補償)						

(注) 企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計、電気事業会計、病院事業会計、流域下水道事業会計）については、令和3年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書を別途作成し、資金不足比率を会計ごとに算定

令和3年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
令和4年10月
三重県監査委員事務局
〒514-0004 津市栄町1丁目954番地
TEL 059-224-2928
FAX 059-224-2220
<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/>
E-mail:kansai@pref.mie.lg.jp

